

第11回  
民事判決情報データベース化検討会  
事務局作成資料  
(令和5年10月25日)

# これまでの会議の経過と本日の会議の内容

## ○ これまでの会議の経過

第1～4回：有識者ヒアリング等を実施した上、今後の検討方針について確認

第5回：有識者ヒアリング（日弁連法務研究財団等）

第6回：財団実証実験に関する補足説明・第4回会議の積み残し

第7回：適切な仮名処理の在り方等

第8回：取得する民事判決情報の範囲、情報管理機関の適格性等

第9回：利活用に関する規律の在り方等について

第10回：適切な仮名処理の在り方等

## ○ 本日の会議の内容

- ・ 取得する民事判決情報の範囲（第8回検討会の議論を踏まえて）
- ・ 適切な仮名処理の在り方等（第10回検討会の議論を踏まえて）

## 第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 決定及び命令の収録範囲等について

## 第2 適切な仮名処理の在り方

論点2 デフォルト・ルールとして仮名処理の対象とする情報について

## 第3 事後的な是正等の在り方

論点3 事後的な措置を求める申出の受付方法等について

# 第1 取得する民事判決情報の範囲

**論点1** 本検討会においては、従前、民事「判決」を念頭に検討が進められてきたところ、民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における決定及び命令についても、具体的な事実関係について法を適用した結果を示す裁判所の判断であるという点においては判決と同様であり、基幹データベースに収録するのが望ましいという点については大きな異論はなかった。もっとも、その範囲については様々な意見があり、裁判所や情報管理機関のシステムにかかる負荷の状況を勘案しながら順次拡大していくのが望ましいのではないかとの指摘もあった。こうした指摘を踏まえ、基幹データベースに収録する決定及び命令の範囲についてどのように考えるべきか。（参考：第8回会議の論点1）

# 第1 取得する民事判決情報の範囲

## 論点1 (論点の説明要旨)

- 決定及び命令を基幹データベースに収録する意義
  - ・ 一般に、決定及び命令は、裁判機関の判断又は意思の表示という点では判決と共通するものの、訴訟指揮の措置、付随的派生的事項、暫定的判断事項、迅速性の要請の高い事項など、機動性、迅速性が重視される事項を対象とするものであり（裁判所職員総合研修所監修「民事訴訟法講義案（三訂版）」259ページ）、その性質は判決とは大きく異なる。こうした点を踏まえ、手続上も、口頭弁論を経るか否かは裁判所の裁量に委ねられ（民事訴訟法第87条第1項ただし書）、相当と認める方法で告知すれば足りるとされ（同法第119条）、訴訟指揮に関する決定及び命令はいつでも取り消すことができ（同法第120条）、書面による裁判が要求されないことがあり（民事訴訟規則第67条第1項第7号参照）、必ずしも独立の上訴ができるとは限らず、許される場合は抗告・再抗告という簡易な不服申立てによることとされている（同法第328条、330条）などの点で判決とは異なる取扱いがされ、憲法上も「公開」が明記されているものではない。
  - ・ また、決定及び命令については、理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、裁判書の作成に代えて調書に記載されるものも数多く存在し、相当な方法で告知すれば足りることとされているため、口頭により告知がされることもあるなど、告知の在り方も一様ではない。不服申立ての対象となるものについては理由を記載することが望ましいとされているものの（「コンメンタール民事訴訟法II第2版」526～527ページ）、記載の程度について明確な基準はなく、それぞれの事案における決定や命令の重み付けを踏まえた簡易迅速な処理という訴訟運営上の観点から、ふさわしい方法、内容で告知されている実情にあるものと考えられる。こうした点を踏まえると、民事訴訟手続等における決定や命令については、判決とは異なり、広く一般的に国民に提供する意義に乏しいように考えられる。

# 第1 取得する民事判決情報の範囲

## 論点1 (論点の説明要旨)

- 本検討会においては、以上の点を踏まえて、決定及び命令を基幹データベースに収録する意義について議論が行われたところ、決定及び命令についても具体的な事実関係を前提に法の適用した結果を示す裁判所の判断であるという点においては判決と同様に考えられるとの意見や基幹データベースを構築する意義は裁判所の判断に全ての国民がアクセスできるようにすることにあり、決定及び命令についても、基幹データベースに収録した上で、重要性の判断は利用者に委ねられるのが望ましいとの意見があり、決定及び命令も基幹データベースに収録する意義があることについて異論はなかったところである。

# 第1 取得する民事判決情報の範囲

## 論点1 (論点の説明要旨)

### ○ 決定及び命令の収録範囲

- もっとも、収録する範囲を決定するに当たっては、情報管理機関において処理・管理する情報量の増加に伴う負担を考慮する必要があるとの意見や裁判所から情報を提供するために負担がかかるのであればその点も考慮する必要があるとの意見があり、制度の運用開始時点では過度な負担がかかることを避ける必要があるとの意見やシステム開発の状況・技術水準によって変動しうるこれらの負担を考慮しつつ、柔軟な対応をすることが望ましいとの意見もあった。こうした意見を踏まえると、決定及び命令については、情報管理機関や裁判所におけるシステム開発の状況や将来的なリプレースの予定を勘案しつつ、必要性が高いと考えられるものから順に、基幹データベースに収録していくことが考えられる。
- 収録の必要性について、本検討会においては様々な観点からの意見があったところ、検討する際の視点として、①正確な民事判決情報の提供等のために必要となるかどうか（更正決定等）、②提供された民事判決情報に係る事件の帰すうを知るために必要となるかどうか（上告裁判所及び原裁判所における上告却下決定や上告棄却決定等）、③裁判所の判断やその過程を分析するために必要となるかどうかといった視点が示された。また、③の視点から、最高裁判所がした決定及び命令（特別抗告や許可抗告についての決定）、下級裁判所における抗告や再抗告についての決定、文書提出命令に関する決定、移送に関する決定、行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等について、基幹データベースに収録する必要性が高いとの意見があった。

こうした意見を踏まえると、情報管理機関が事業を開始する時点において、少なくとも①及び②の視点から必要になる決定及び命令については、基幹データベースに収録するか、何らかの代替手段によってこれらの決定及び命令に係る情報を情報管理機関が取得する必要がある、その他の決定及び命令については、提供の意義を十分に勘案しつつ、情報管理機関や裁判所におけるシステム開発の状況等に応じて、できるだけ速やかに収録するよう検討することも考えられるようにも思われる。

# 第1 取得する民事判決情報の範囲

## 論点1 (論点の説明要旨)

- なお、本検討会においては、民事訴訟法等一部を改正する法律（令和4年法律第48号）によりデジタル化が図られる民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における裁判書について、基幹データベースへの収録を検討しているが、この間、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の促進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）が成立し、民事執行手続、民事保全手続、非訟事件手続等のデジタル化が図られることとなった。これらの手続は非公開の手続であることなどから、当事者のプライバシー等の観点を踏まえた別途の検討が必要になるようにも思われるところであり、本検討会の検討対象とはされていない。



# 第1 取得する民事判決情報の範囲

## 論点1 (再掲)

**論点1** 本検討会においては、従前、民事「判決」を念頭に検討が進められてきたところ、民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における決定及び命令についても、具体的な事実関係について法を適用した結果を示す裁判所の判断であるという点においては判決と同様であり、基幹データベースに収録するのが望ましいという点については大きな異論はなかった。もっとも、その範囲については様々な意見があり、裁判所や情報管理機関のシステムにかかる負荷の状況を勘案しながら順次拡大していくのが望ましいのではないかとの指摘もあった。こうした指摘を踏まえ、基幹データベースに収録する決定及び命令の範囲についてどのように考えるべきか。(参考：第8回会議の論点1)

## 第2 適切な仮名処理の在り方

**論点2** 本検討会においては、仮名処理の対象とすべき情報として、訴訟関係人の氏名の全部、住所及び生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等が検討されてきたところであるが、デフォルト・ルールとしては、次の情報について仮名処理の対象としてはどうか。

(素案)

- ① 個人の氏名の全部（ただし、裁判官の氏名は除く。）
- ② 住所のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報
- ③ 生年月日のうち月日の情報
- ④ 個人識別符号（個人情報保護に関する法律第2条第2項）の全部
- ⑤ 不正な利用により財産的被害その他の被害が生じるおそれのある情報（電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報等）

## 第2 適切な仮名処理の在り方

### 論点2 (論点の説明要旨)

- 検討の視点等
  - ・ 基幹データベースを構築して民事判決情報を提供することの意義がより多くの民事判決情報を分析の用に供し、司法の透明性向上、行動規範・紛争解決指針の提示、紛争解決手続に関するAIの研究開発基盤の整備等を実現しようとするところからすれば、提供する民事判決情報は、裁判所の判断及び判断に至る過程を分析できるよう、具体的な事実関係を読み取ることができる状態にする必要がある。仮名処理の対象とする情報を検討するに当たっては、このような必要性を念頭に置く必要があるところ、本検討会においては、訴訟関係人のプライバシー保護の観点から、個人を特定させる氏名の全部、住所及び生年月日の一部を仮名処理の対象とし、不正利用による財産的被害その他の被害を防止する観点から電話番号、クレジットカード番号、預貯金口座番号等を仮名処理の対象とすることに異論はなかった。もっとも、住所及び生年月日のうちどの範囲の情報を仮名処理の対象とするかについては、多様な利活用の在り方を念頭に置いた検討が必要であるとの意見があった。
- 訴訟関係人の氏名について
  - ・ 氏名は、それによって個人を特定することができる情報であるから、裁判書の当事者欄及び理由中に記載される訴訟関係人の氏名については、当該個人のプライバシー保護の観点から仮名処理の対象とする必要がある。
  - ・ 他方、裁判書を作成した裁判官の氏名については、個人を特定することができる情報ではあるものの、理由中に当該裁判官の私生活に関わる情報が記載されることはなく、また、現状において利活用に使われている裁判例をみると、多くの場合裁判官の氏名が表示されていることから、裁判書を作成した裁判官の氏名は、慣行として公にすることが予定されているといえ、こうした事情を踏まえれば、情報管理機関による仮名処理の対象とする必要はないと考えられる。

## 第2 適切な仮名処理の在り方

### 論点2 (論点の説明要旨)

- また、裁判書には、多くの場合訴訟代理人の氏名が記載されるどころ、本検討会においては、裁判書に氏名が記載されていることにより、訴訟代理人に対する業務妨害等を懸念する指摘があり、訴訟代理人の氏名それ自体が裁判所の判断及び判断の過程に影響することは考え難いことも踏まえれば、訴訟代理人の氏名については、仮名処理の対象とすることも考えられる。

もっとも、利用者にとっては、訴訟代理人がどのような訴訟活動を行い、どのような結果になったかという情報は、代理人選任の判断材料となり得る有益な情報であるとも考えられる。裁判書に記載される情報は、訴訟代理人にとって、自らの職業を明らかにし、行った職務上の行為及びその結果を示す情報であるということはできても、職務を離れた私生活上の情報にわたることは想定し難いことや、データベース事業者によっては訴訟代理人の氏名に仮名処理を実施していない例もあるという現状の扱いを踏まえれば、訴訟代理人の氏名については、仮名処理の対象としないことも考えられるように思われる。

以上を踏まえ、訴訟代理人の氏名を仮名処理の対象とすべきか否かについて、どのように考えるべきか。【論点2-1】

## 第2 適切な仮名処理の在り方

### 論点2 (論点の説明要旨)

- 訴訟関係人の住所について
  - ・ 住所については、訴訟関係人の特定につながり得る情報であることから、当該個人のプライバシーを保護するため仮名処理の対象とする必要性がある一方で、社会調査の基礎とする観点からは必要な情報であるともいえることから、仮名処理の対象とするのは、一定の部分に限るのが相当であると考えられる。その範囲については、「東京都（以下略）」などと、都道府県より小さい行政区画の全てとすることも考えられるところではあるが、本検討会においては、上記のような調査に利用するニーズを踏まえると、都道府県より小さい行政区画の情報も必要であるとの意見があった。こうした意見を踏まえれば、「東京都千代田区（以下略）」などと、市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報について、デフォルト・ルールとして仮名処理の対象とすることも考えられるように思われるが、どうか。【論点2-2】
- 訴訟関係人の生年月日について
  - ・ 生年月日については、当該事案について判断を示すに当たって訴訟関係人の年齢が重要な要素となる場合に判決理由中に記載されることが多いと考えられることから、デフォルト・ルールとしては、月日以下の情報について仮名処理の対象とすることが考えられる。他方、本検討会においては、判決の内容によっては裁判所の判断を理解する上で月日の情報が必要になるものがあり得るのではないかとこの意見もあった。もっとも、そのような判決が全体の中で多数を占めるとまではいい難く、月日の情報が判決理由中で重要な意義を有するのであれば、なぜその月日が重要になるのかなどといった必要な情報は、理由中に記載されることもあり得るほか、個別の裁判例を検討の対象とする場合には、訴訟記録の閲覧によって当該裁判例を参照することも可能である。こうした事情を踏まえると、デフォルト・ルールとしては、生年月日のうち、月日の情報を仮名処理の対象とすることも考えられるように思われるが、どうか。【論点2-3】

## 第2 適切な仮名処理の在り方

### 論点2 (論点の説明要旨)

- その他の情報について
  - ・ 訴訟関係人の電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報等については、不正利用により財産的被害その他の被害が生じるおそれがある一方、具体的な番号等の情報そのものが裁判所の判断に当たって重要な情報になることは直ちに想定されないことから、これらについてもデフォルト・ルールとして仮名処理の対象とすることが考えられる。



## 第2 適切な仮名処理の在り方

### 論点2 (再掲)

**論点2** 本検討会においては、仮名処理の対象とすべき情報として、訴訟関係人の氏名の全部、住所及び生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等が検討されてきたところであるが、デフォルト・ルールとしては、次の情報について仮名処理の対象としてはどうか。

(素案)

- ① 個人の氏名の全部（ただし、裁判官の氏名は除く。）  
**訴訟代理人の氏名について、どのように考えるべきか【論点2-1】**
- ② 住所のうち**市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報【論点2-2】**
- ③ 生年月日のうち**月日の情報【論点2-3】**
- ④ 個人識別符号（個人情報保護に関する法律第2条第2項）の全部
- ⑤ 不正な利用により財産的被害その他の被害が生じるおそれのある情報（電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報等）

## 第3 事後的な是正等の在り方

**論点3** 情報管理機関がデフォルト・ルールとして行った仮名処理の是正を行う場合として、情報管理機関が裁判所から民事判決情報を受領した後に行われた閲覧等制限決定に応じた処理を行う場合のほか、①既に行われた仮名処理が仮名化基準に適合していない旨の申出、②個別事情に応じて仮名化基準以上の仮名処理を求める申出及び③基準に従った仮名処理により判決の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出に応じて必要な措置を行う場合が想定されるところ、申出の受付方法についてはどのように考えるべきか。



# 第3 事後的な是正等の在り方

## 論点3 (論点の説明要旨)

- 情報管理機関が行う是正措置の内容
  - ・ 本検討会においては、仮名処理後の民事判決情報について、情報管理機関が訴訟関係人等の申出を受けて事後的に対応することが必要になる場合があることについては異論がなく、このような場合として、抽象的には、①既に行われた仮名処理が仮名化基準に適合していない旨の申出、②個別事情に応じて仮名化基準以上の仮名処理を求める申出及び③基準に従った仮名処理により判決の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出に応じて必要な措置を行う場合が想定されることについても異論はなかった。
  - ・ もっとも、具体的な申出の内容については、デフォルト・ルールとして設けられる仮名処理基準を踏まえた上で想定する必要があり、仮名処理基準がある程度示された段階で議論するのが適切であるという意見があったところ、論点2の仮名処理基準を踏まえると、情報管理機関が対応すべき申出の内容として、どのようなものが想定されるか。【論点3-1】

# 第3 事後的な是正等の在り方

## 論点3 (論点の説明要旨)

- 申出の受付方法
  - ・ 前記①や③の申出は、仮名処理の内容に関するものであるから、情報管理機関が仮名処理済みの民事判決情報を利用者に提供した後でなければ行うことができず、申出に当たっては、対象とする部分を特定した上で是正措置を求める理由を明らかにすることが考えられる。
  - ・ 前記②の申出についても、利用者への提供後、当該利用者から二次的な提供を受けるなどした訴訟関係人が、デフォルト・ルールに従った仮名処理以上の処理を求めて行うことが多いと考えられる。しかしながら、前記②の申出は、情報管理機関が利用者に提供する前でも、申出をする者が電子判決書の内容及びデフォルト・ルールによる仮名処理の対象となる情報を知っていれば、個人を推知させる情報（公知の事実等と照合して当該個人を特定する情報）を特定して当該情報について追加的な仮名処理を求めるなどといった方法により、行うことが可能であり、本検討会においては、このような場合、訴訟関係人の権利利益に配慮する観点からは、利用者に提供する前の時点で、情報管理機関が何らかの措置を行うのが望ましいのではないかとの意見があった。

情報管理機関が仮名処理済みの民事判決情報を利用者に提供する前の時点でも、前記のとおり申出の対象となる情報が特定されていれば、当該申出を拒絶する積極的な理由は直ちに想定されないこと、提供済みの情報の拡散防止には限界があること等を踏まえれば、前記②の申出については、利用者への提供前に行われた場合であっても、これを受け付けるのが適切であるとも考えられるが、どうか。【論点3-2】

# 第3 事後的な是正等の在り方

## 論点3 (再掲)

**論点3** 情報管理機関がデフォルト・ルールとして行った仮名処理の是正を行う場合として、情報管理機関が裁判所から民事判決情報を受領した後に行われた閲覧等制限決定に応じた処理を行う場合のほか、①既に行われた仮名処理が仮名化基準に適合していない旨の申出、②個別事情に応じて仮名化基準以上の仮名処理を求める申出及び③基準に従った仮名処理により判決の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出に応じて必要な措置を行う場合が想定されるところ、申出の受付方法についてはどのように考えるべきか。

**論点3-1** 論点2の仮名処理基準を踏まえると、情報管理機関が対応すべき申出の内容として、どのようなものが想定されるか。

**論点3-2** 前記②の申出については、利用者への提供前に行われた場合であっても、これを受け付けるのが適切であるとも考えられるが、どうか。